

酒田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- 一般職の職員の給料表の改定を行うとともに、期末手当及び勤勉手当の支給月数を改定するなど、所要の改正を行うもの。

2 改正の概要

① 給料表の改定

- 山形県人事委員会勧告の給料表に準じて改定する。行政職給料表においては、初任給を高校卒業程度で 21,400 円、大学卒業程度で 23,800 円引き上げ、若年層に重点を置きつつ、全ての職務の級の給料月額を引き上げる。行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に改定する。

② 諸手当の改定

- (1) 寒冷地手当の支給額を次のとおりとする。

世帯等の区分	支給額
世帯主かつ扶養親族のある職員	改正前 17,800 円 → 改正後 19,800 円
その他の世帯主である職員	改正前 10,200 円 → 改正後 11,400 円
世帯主でない職員	改正前 7,360 円 → 改正後 8,200 円

- (2) 12 月期の期末勤勉手当の支給月数を次のとおりとする。

【定年前再任用短時間勤務職員以外の職員】

	6 月期	12 月期	合計
R6 年度 期末 勤勉	1.225 月 1 月	<u>1.275 月</u> <u>1.1 月</u>	4.6 月

【定年前再任用短時間勤務職員】

	6 月期	12 月期	合計
R6 年度 期末 勤勉	0.6875 月 0.4875 月	<u>0.7125 月</u> <u>0.5125 月</u>	2.4 月

- (3) 令和 7 年度以降は、6 月期及び 12 月期の期末勤勉手当の支給月数を次のとおりとする。

【定年前再任用短時間勤務職員以外の職員】

		6 月期	12 月期	合計
R7 年度 以降	期末 勤勉	<u>1.25 月</u> <u>1.05 月</u>	<u>1.25 月</u> <u>1.05 月</u>	4.6 月

【定年前再任用短時間勤務職員】

		6 月期	12 月期	合計
R7 年度 以降	期末 勤勉	<u>0.7 月</u> <u>0.5 月</u>	<u>0.7 月</u> <u>0.5 月</u>	2.4 月

3 施行期日

公布の日(令和 6 年 4 月 1 日適用。ただし、②(3)のみ令和 7 年 4 月 1 日適用)

【参考資料】

令和6年度人事委員会勧告の改正点まとめ(本市に関係のあるもの抜粋)

1 本年の給与改定(令和6年4月1日実施)

(1) 給料表の改定(引上げ)

(2) 諸手当

① 期末手当及び勤勉手当

ア 令和6年12月期の支給割合(引上げ)

イ 令和7年6月期以降の支給割合

② 寒冷地手当(支給地域の見直し及び引上げ改定)

2 令和7年4月1日からの給与改定

(1) 給料表及び昇給制度

① 給料表の改定

(2) 諸手当

① 諸手当(扶養、通勤、単身赴任、地域、管理職特別勤務手当の改定)

② 再任用職員の諸手当(常勤職員に準じた改定)

人事委員会勧告に伴う本市の制度改革比較①

1 本年の給与改定 (1) 給料表の改定 (引上げ)

例	号給	月給額
高卒1年目	1級5号	168,300円
大卒1年目	1級25号	199,100円
大卒11年目 (3級昇級)	3級28号	284,100円



例	号給	月給額
高卒1年目	1級5号	189,700円
大卒1年目	1級25号	222,900円
大卒11年目 (3級昇級)	3級28号	295,500円

※改定率はそれぞれ以下の通り
高卒1年目…11.3%
大卒1年目…11.2%
大卒11年目… 4%

人事委員会勧告に伴う本市の制度改革比較②

(2) 諸手当

① 期末手当及び勤勉手当

ア 令和6年12月期の支給割合

基準日	支給割合（再任用）	合計
6月1日	期末1.225月（0.6875月） 勤勉1月（0.4875月）	4.45月 （2.35月）
12月1日	期末1.225月（0.6875月） 勤勉1月（0.4875月）	



基準日	支給割合	合計
6月1日	期末1.225月（0.6875月） 勤勉1月（0.4875月）	4.6月 （2.4月）
12月1日	期末1.275月（0.7125月） 勤勉1.1月（0.5125月）	

イ 令和7年6月期以降の支給割合 … 6月期及び12月期で支給月数を平準化する

② 寒冷地手当

世帯等の区分		支給額
世帯主である 職員	扶養親族のある職員	17,800円
	その他の世帯主である職員	10,200円
その他の職員		7,360円



世帯等の区分		支給額
世帯主である 職員	扶養親族のある職員	20,110円
	その他の世帯主である職員	11,530円
その他の職員		8,320円

※改定率11.3%を単純にかけたもの

人事委員会勧告に伴う本市の制度改革比較③

2 令和7年4月1日からの給与改定

(1) 給料表及び昇給制度

① 給料表の改定

3級～7級の給料表について初号近辺の圧縮を行うもの

(例) 行政職給料表3級→1号から5号までを1号に圧縮

旧号給	円	新号給	円
1	265,300	1	269,300
2	266,300	2	270,400
3	267,300	3	
4	268,300		
5	269,300		
6	270,400		

※給料表の切替に伴い、3級以上の全職員について切替処理が発生。

(例) 3級28号給 → 3級24号給 に変更

人事委員会勧告に伴う本市の制度改革比較④

(2) 諸手当

① 諸手当（扶養、地域、管理職特別勤務手当等の改定）

○扶養手当

	令和6年度	令和7年度	令和8年度以降
配偶者の扶養	6,500円	3,000円	廃止
子の扶養	10,000円	11,500円	13,000円

※その他の扶養手当額については変更なし。

○地域手当（令和6年度現在、本市に関係のある部分のみ抜粋）

級地区分	支給割合	支給地域
1級地	20%	東京都特別区
2級地	16%	
3級地	15%	
4級地	12%	
5給地	10%	京都市
6給地	6%	仙台市
7級地	3%	

級地区分	支給割合	支給地域
1級地	20%	東京都特別区
2級地	16%	
3級地	12%	
4級地	8%	京都府、仙台市
5級地	4%	

※給地区分が下がる場合は、激変緩和措置として、支給割合年1ポイントずつ減少。
→京都市は令和7年度が9%、令和8年度以降が8%となる。

人事委員会勧告に伴う本市の制度改正比較⑤

○管理職特別勤務手当

平日深夜時間帯について、現行 0 時～5 時に支給対象となっているものが、22 時～5 時に拡大
→新たに 22 時～0 時までの時間も管理職特別勤務手当の対象となる。

② 再任用職員の諸手当（常勤職員に準じた改定）

現行	改正後
通勤手当のみ支給	通勤手当、住居手当、特地勤務手当、寒冷地手当、地域手当等 (扶養手当は含まない)